

# 阿武町地産地消促進計画

平成27年3月

山口県 阿武町

# 目 次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 趣旨 .....               | 1 |
| 2. 位置付け .....             | 1 |
| 3. 計画の期間 .....            | 1 |
| 4. 推進体制 .....             | 1 |
| 5. 基本方針 .....             | 1 |
| 6. 施策の内容 .....            | 2 |
| (1) 安全・安心な農林水産物の供給 .....  | 2 |
| (2) 地域内流通の仕組みづくり .....    | 4 |
| (3) 生産者と消費者の相互理解の促進 ..... | 5 |
| 7. 用語解説 .....             | 6 |

## 1. 趣旨

本町は山口県の北部に位置し、日本海の海岸部から中国山地の山間部まで広がっており、碧い海や緑豊かな山々など、美しく豊かな自然に恵まれています。

このような恵まれた環境から、本町では、水稲、野菜、果樹、魚介類など多彩な農林水産物が生産・採取され、新鮮な食材を味わうことができます。

しかし近年は、農林水産業就業者の高齢化や、新規就業者の減少などにより、農林水産業の就業者は年々減少し、生産者の経営基盤は脆弱となっており、担い手の育成及び確保が喫緊の課題となっています。

このような中、国においては「地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「法」という）、いわゆる「六次産業化・地産地消法」が平成22年12月に制定され、市町村においても、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（地産地消促進計画）を定めるよう努めることが示されました。

そのため、本町においても全町的な取り組みとして、より一層地産地消推進運動を展開するため、食と農林水産業をめぐる関係機関が地産地消に関して共通認識を持ち、諸施策等に協働して取り組む指針として「阿武町地産地消促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

## 2. 位置付け

本計画は、本町における地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、法第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。  
ただし、必要に応じて適宜内容等の見直しを行うこととします。

## 4. 推進体制

本計画を実施するため、生産、流通、消費などの関係団体や、町、県などの行政等が協働、連携体制を構築し、取り組みを推進します。

## 5. 基本方針

農林水産物の生産振興を図るためには、生産者と流通業者の連携を深め、消費者の理解を得ることが重要となります。

そのため、阿武・萩地域地産地消推進協議会と連携し、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指し、次の3つの基本方針を定め、諸施策に総合的かつ計画的に取り組めます。

- (1) 安全・安心な農林水産物の供給
- (2) 地域内流通の仕組みづくり
- (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

## 6. 施策の内容

### (1) 安全・安心な農林水産物の供給

#### ① 現状と課題

町内の第一次産業への就業者は、高齢化や担い手不足等により年々減少しており、それに伴い生産力等も減少傾向にあります。

このため、担い手の育成及び確保を喫緊の課題とし、新規就業者や関係団体などの育成に取り組んできました。

今後はさらに、就業後の経営の安定、拡大に向けた支援が必要と考えられ、引き続き積極的な支援を行います。

#### ② 目指す方向

地場産農林水産物を安定的かつ継続的に供給するため、農林水産業の新規就業者を育成するとともに、集落営農法人をはじめとする、多様な担い手の経営の安定化が図られるよう支援します。

また、環境に優しい生産の取り組み等を通じ、生産者の食の安心安全に対する意識改革を進め、農林水産物の安全性を確保するとともに、消費者の安心感を高めるための情報発信を行っていきます。

#### ③ 具体的施策

##### ア 担い手の育成・確保

##### ○ 新規就農者の育成

- ・ 新規就農者を地域農業の重要な担い手として位置づけ、就農相談窓口の充実を図り、確保に必要な対策を強化します。
- ・ 国、県、町の各種支援策を有効に活用し、新規就農者の定着を図ります。
- ・ 新規就農者と集落営農法人とのマッチングを支援し、担い手確保の充実を行います。
- ・ 関係機関と連携し、地元農家での研修や山口県立農業大学校での研修等、就農目的に応じた農業研修制度の充実を図り、新規就農者が栽培技術等を早期に習得出来るよう支援します。
- ・ 関係機関と連携し、新規就農者用の農地確保のため、農地を斡旋する体制を整備するとともに、経営の早期安定化が図られるよう支援します。

##### ○ 認定農業者の育成

- ・ 関係機関と連携し、農業経営改善計画の作成支援や営農相談、技術指導のほか、経営管理能力向上のための研修会、各種情報の提供を行います。

認定農業者／14経営体(H27.3末現在)

##### ○ 新規就漁者の育成

- ・ 国、県、町と漁協などの関係機関が連携し、各種支援策を有効に活用し、新規就漁者に対する経営指導を行います。

○ 女性就業者の育成

- ・ 女性就業者が能力を十分発揮出来る環境づくりとして、家族経営協定の締結や認定農業者の共同申請を促進するとともに、各種協議会委員への登用に向けた啓発を行います。
- ・ 阿武町生活改善実行グループを通じ、各種情報の提供や講習会の開催などの取り組みを行い、地場産農林水産物を活用した加工品の製造・販売活動などを支援します。

○ 集落営農法人の設立・運営支援

- ・ 集落営農法人は、効率的かつ安定的な農業経営に加え、農地や環境保全、農村の集落機能の維持充実への貢献も期待出来ることから、地域の有効な担い手として位置づけ、その設立を推進します。
- ・ 集落営農法人の経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営能力を高めるための研修の設定、融資資金の相談などの支援を行います。

集落営農法人／7組織 (H27.3末現在)

○ 企業の農業参入促進

- ・ 農業に参入する企業を新たな担い手として位置づけ、関係機関と連携し、農業参入の支援を行うとともに、既参入企業の育成にも努めます。
- ・ 企業が有する優れた経営能力や資本力、技術力を活用し、農産物の加工、販路開拓の新たな農業ビジネスモデルの確立を目指します。

イ 産地の育成強化

○ やまぐちブランド製品の育成

- ・ 山口県で生産される農林水産物等を対象とした、全県統一の「やまぐちブランド」の認定の取り組みを支援します。

既認定品 (阿武町内)／福賀梨南水 (H26.9認定)

○ 産地の拡大

- ・ 消費者の需要に応えられる産地を育成するため、野菜等については、あぶらんど萩地域農業推進協議会が定める重点推進野菜等を中心に支援します。  
主な品目は、カボチャ、キャベツ、タマネギ、ニンジン、バレイショ、はなっこりー、すいか、白菜、ほうれん草、きゅうり、トマト、なすの産地拡大を図ります。
- ・ 水産物については、キジハタをはじめ、阿武萩近海で採取される魚介類の地域への流通拡大を図ります。

ウ 安全・安心の確保

○ 食の安全確保

- ・ 生産者を対象に、JAS法や農薬取締法などに関する制度の周知を図り、化学肥料や農薬の低減、農薬飛散を防止する技術指導などの実施により、適切な栽培や出荷を推進します。
- ・ 地域の農業者が連携した循環型農業や、エコファーマーなどの環境保全型農業を推進します。

## ○ 消費者へのPR

- ・ 食の安全性を広くPRするため、生産者の取り組みや様々な食品表示制度等について、研修会やパンフレット、またホームページ等を通じて、消費者へ情報を発信します。

## (2) 地域内流通の仕組みづくり

### ① 現状と課題

地産地消を推進するため、農産物では作物の栽培管理技術の向上、また水産物では稚魚の放流や魚礁の設置など、それぞれに必要な施策を推進してきました。

また、特産品の生産を支援するため、地産地消PRマップの作成や学校給食における地場産農林水産物の利用拡大など、様々な取り組みを行っています。

このような中、さらに地産地消の拡大を図るためには、直販など新たな流通体系の仕組み作りと、販路の拡大を促進し、経営の安定化と供給体制の構築が重要となります。

### ② 目指す方向

地域内流通を推進するため、身近な場所で購入出来るよう流通・販売の仕組みを充実させるとともに、生産・販売の情報を提供し、地場産農林水産物の利用拡大を図ります。

また、供給の安定を図るため、阿武・萩地域地産地消推進協議会と連携し、広域連携体制を構築します。

### ③ 具体的施策

#### ア 消費者ニーズに対応した流通の多様化

##### ○ 道の駅などの拠点直売所との連携

- ・ 農林水産物の直売をはじめ、多様な機能を有する道の駅阿武町や、福の里直売所を拠点とし、地場産農林水産物の販路の確保を図るとともに、売れる物づくりに向けた生産振興を図ります。

また、消費者に対して積極的な情報発信を行い、利用者の拡大と収益の増加を促進します。

##### ○ 近隣市町との広域連携

- ・ 近隣市町間でのスムーズな農林水産物の流通を図るため、阿武・萩地域地産地消推進協議会を中心とし、積極的な情報交換や広域連携体制の構築を目指し、各種イベントで相互のPRを行います。
- ・ 農商工連携や農福連携による新たな販路開拓や、魅力的な商品開発により、地場産食材が積極的に活用されることで、新たな生産喚起が図られるよう、広域連携及び関係機関連携の視点での情報交換の場を設置します。

#### イ 学校給食等への地場産農林水産物の使用拡大

##### ○ 供給ルートが多様化

- ・ 給食に使用する食材については、その供給先の多様化を図ります。

##### ○ 献立の拡充

- ・ 地場産農林水産物の使用が促進されるよう、学校給食センターを中心とし、献立の拡充を図ります。

○ 給食における地場産食材使用割合

| 年度     | 県産  | 阿武町産 |
|--------|-----|------|
| 平成24年度 | 66% | 35%  |
| 平成25年度 | 80% | 36%  |
| 平成26年度 | 77% | 44%  |

各年度10月時点

(3) 生産者と消費者の相互理解の促進

① 現状と課題

高齢化や過疎化の進展により、農林水産業を継続することが困難な生産者が増加する一方、消費者においては、都市化の進展や産業構造の変化等により農林水産業に対する問題意識や関心が低くなるなど、生産者と消費者の間に距離が生じています。

このため、これまでは様々な食育イベントや、学校給食での「阿武町ごはんの日」などの啓発活動、また、地場産農林水産物を使用したレシピ集などの冊子やパンフレットの発行など、あぶ町食育しあわせプラン(阿武町食育推進計画)をもとに、地産地消や食育をテーマに様々な活動を行うなど、生産者と消費者の交流を図ってきました。

今後も、町民がより一層農林水産業に積極的に関わられるよう、町民協働の視点に立ち、参加体験型の活動を推進し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ることが必要となります。

② 目指す方向

農山漁村地域の活性化や、里地・里山が有する豊かな自然環境を保全するため、グリーンツーリズムなど都市住民による農山漁村との交流を推進し、イベントを利用した生産者と消費者との相互理解を促進します。

また、健全な食生活や地域特産物、郷土料理など風土に適した地産地消の食習慣の確立を図るため、あぶ町食育しあわせプラン(阿武町食育推進計画)をもとに、さらに食育を推進していきます。

③ 具体的施策

ア 農林水産業とふれあう場の創出

○ 地産地消・食育など学びの場の創出

- ・ 小学校の総合学習や公民館の生涯学習等において、地産地消の意義や食育などの啓発講座を推進します。
- ・ 農業や漁業、地産地消及び食育を学ぶ場として、学校や保育園における田植えや稚魚放流、また様々な学習の機会を支援します。

イ 地産地消の普及・啓発の推進

○ イベント関係による地域活性化

- ・ 町内産農林水産物の知名度、ブランド力の向上と、地産地消の意識向上を図るため、関係機関と連携し、各種イベントにおいて、地産地消や食育、食ブランドの普及啓発を促進します。

ウ 「食育」の推進

○ 食文化の継承・創造

- ・ 地域や学校・保育園の給食において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、地域の食文化を次世代へ継承することを推進します。
- ・ 地場産農林水産物の普及を推進するため、町と関係機関等が協働で地産地消をテーマにしたイベントを開催します。
- ・ 地元の豊かな農林水産物を使った郷土料理の伝承、及び新たな地産地消料理の創作を推進します。

| 食育事業区分             | 回数 |
|--------------------|----|
| 児童・生徒と生産者の交流事業     | 3  |
| 米・野菜等の生産・収穫体験      | 13 |
| 子ども、親子、男性、高齢者等料理教室 | 14 |
| 加工品・特産品づくり教室       | 20 |
| その他食育指導事業          | 14 |

回数は26年度実績

## 7. 用語解説

| 用語              | 解説  |
|-----------------|---|
| エコファーマー         | 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年7月28日法律第110号(持続農業法))に基づき、たい肥による土づくりと、化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。 |
| 家族経営協定          | 家族農業経営の労働時間、報酬、休暇等について家族間で取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結する協定。  |
| グリーンツーリズム       | 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。   |
| 里地・里山           | 二次林(再生した森林)、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。同時に、人間の生活・生産の場であり、生活文化が育まれ、多様な価値を持つ多義的な空間。                          |
| JAS法            | 農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって、消費者の選択に資することを目的とした法律。   |
| あぶ町食育推進計画       | 「食育基本法」(平成17年6月17日法律第63号)第18条の規定による食育推進計画。本町の現状と地域特性を踏まえ、平成22年12月に策定。計画期間は平成23年度～平成27年度。                        |
| あぶらんど萩地域農業推進協議会 | 米の需給調整の推進、経営所得安定対策の推進など、地域農業の振興を図ることを目的として設立された組織。県、萩市、阿武町、JA等で構成されている。   |
| 集落営農法人          | 集落を範囲として、関係農家の多くが参加し、度重なる話し合いにより、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。  |
| 循環型農業           | 農業に用いられる肥料や農薬、農具などを循環利用する農業生産のあり方。  |
| 認定農業者           | 農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、その計画の達成される見込みが確実であり、また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、町の基準に適合するとして、町から認定を受けた農業者。                  |
| 農業経営改善計画        | 農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置が記載された、認定農業者になるために町に提出する計画。                                     |
| 阿武・萩地域地産地消推進協議会 | 消費者と生産者の相互理解を深め、「地元で生産されたものを地元で消費する」を目的に様々な取組みを進めている組織。県、市町、JA等で構成されている。  |

| 用語          | 解説   |
|-------------|--|
| やまぐちブランド    | 味や品質を重視し独自の基準を設けて厳選した「地域ブランド」。県内外に情報発信するなど、生産者団体・消費者団体・市場関係者等や市町などと協働しと取組を行っている。   |
| 農薬取締法       | 農業生産の安定、国民の健康保護、生活環境の保全のために、農薬について登録制度を設け販売・使用を規制することにより、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用の確保を図ることを目的とした法律。   |
| 環境保全型農業     | 農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業であり、農業のもつ物質循環機能を生かし環境と調和した持続可能な農業生産のあり方。   |
| 食品表示制度      | 消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択するうえでの重要な情報源となる表示制度。万が一事故が発生した場合には、その責任の追及や製品回収等の措置を迅速かつ的確に行うための手がかりになるもの。  |
| 農商工連携       | 農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組む連携制度。<br>この取り組みは平成19年11月から動き始め、農林水産省と経済産業省が共同で支援している。   |
| 農福連携        | 障がい者が農作業の担い手になり、水田や畑で働く取り組む連携制度。<br>障がい者にとっては就労先の拡大が図れ、農業者にとっても高齢化で不足する労働力を補うことが出来るものである。  |
| 六次産業化・地産地消法 | 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」）に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（「地産地消等」）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法律。 |